

農業委員会だより

第110号

鳥取市の農業
農家戸数 5,677戸
農地面積 4,274ha
2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和7年4月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857) 30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>

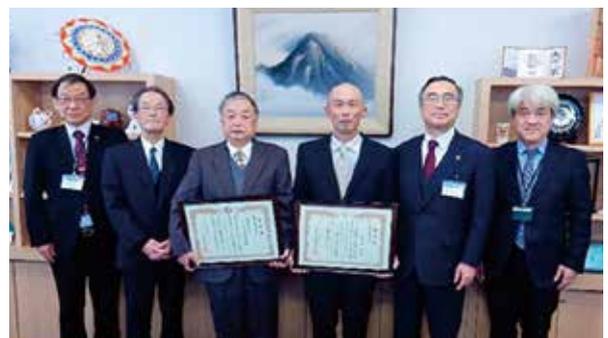


収穫を待つイチゴたち

気高町内のイチゴハウスの様子です。この農園では、鳥取県のオリジナルブランドである「とっておき」が主に栽培され、京阪神にも出荷されています。

も く し

- 鳥取市農業振興事業の紹介 2
- 農作業標準受委託料 3
- 農地の賃借料情報 4
- 地域計画を策定しました 4
- 農地貸借の手続きが変わりました 5
- 鳥取市農業賞贈呈式 6
- はじめましょう！家族経営協定 6
- 市政功労表彰を受賞 6
- 新任委員を紹介します 6



鳥取市農業賞を受賞された皆さん
左2人目より、農事組合法人向国安生産組合 船内彦男、
西尾定美（向国安）、森本浩一郎（徳尾）（敬称略）
（関連記事は6ページ）

鳥取市農業振興事業の紹介

令和7年度に向けて、鳥取市は農業者の方を支援する様々な取り組みを行っていきます。その中からいくつかの支援事業を紹介いたします。

○ 農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業

対象となる事業	主な支援内容
認定農業者や集落営農組織等が農作業の効率化や省力化のため、スマート農業機械を整備する場合など	スマート農業機械（ドローンや直進アシスト機能付きトラクター等）の導入経費の2分の1以内を助成。ただし、1経営体1回限り。補助上限額は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 個人450万円まで 法人や任意組織1,050万円まで

○ 果樹振興対策事業

対象となる事業	主な支援内容
梨「新甘泉」等の振興品目の導入、施設整備、防災・減災対策を行う場合	新植・改植、果樹棚・かん水及び防風ネットの整備に係る経費の助成（1/3～2/3助成）
柿「輝太郎」、柿・ぶどう・桃の振興品種の導入、施設整備を行う場合	新植・改植、果樹棚・かん水及び防風ネットの整備に係る経費の助成（1/3～2/3助成）
産地で守り次の生産者へ継承する「やらいや果樹園」を整備し、梨、ぶどう等の振興品種を導入する場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成（2/3～3/4助成）
機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、廃園化防止、低コスト化、産地維持に取り組む場合	機械購入（スピードプレイヤー、草刈モア等）に係る経費助成（1/3助成）

○ 農産物等販路開拓支援事業

対象となる事業	主な支援内容
鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に取り組む場合	販路開拓等に係る経費(旅費、消耗品費、燃料費、使用料、借上料、配送料)の助成（1/2助成） <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額、5万円/年（1事業者） 鳥取市主催事業に10日以上出店する場合、事業実施年度内で6万円/年（1事業者）

○ 集落営農体制強化支援事業

対象となる事業	主な支援内容
一定の要件を満たす集落営農組織が集落営農ビジョンに沿って機械施設を整備する場合など	機械施設の導入経費の2分の1以内を助成 ただし、1組織当たり事業実施期間合計補助上限額は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 小規模組織1,050万円まで 大規模組織1,800万円まで ※大規模組織とは、目標経営面積概ね20ha以上の組織とする。

この他にも支援事業がございますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 鳥取市農政企画課 ☎ 0857-30-8304・8305

令和7年度 鳥取市農作業標準受委託料

この表は、市内全般の標準額となっておりますので、**実際に受委託を行う際には、作業内容、地区・集落の慣行等を十分考慮のうえ、当事者の話し合いで決定してください。**

また、農機具によっては、**別途回送料が必要となる場合があります。**

※燃料価格の高騰分については、**価格変動の状況に応じて、当事者間の話し合いにより検討いただき決定してください。**

詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

環境不良田（倒伏含む）は5～20%増とします。

（単位：10aあたり、円）

作業名	条件等	標準額（税込）	摘要
農作業一般 （労務賃金）	1時間あたり	1,000	作業内容により考慮する 最低賃金改定時はそれに準ずる
草刈り	畔1時間あたり	2,330	機械・油代含む
	フレールモア	6,170	
耕起	整備田	7,140	2回目からは1回目の60%～70% 油代含む
	未整備田	8,330	
代かき	整備田	6,540	油代含む
	未整備田	7,140	
機械田植	整備田	7,740	同時施肥は、20%増 油代含む
	未整備田	9,290	
あぜ塗り	1mあたり	72	
水稻防除		3,090	ブームスプレーヤー、動力噴霧器等 使用の場合 機械・油代含む 薬剤代は別途
コンバイン(稲)	整備田	19,650	補助員は、受託者で確保 油代含む 籾運搬を行う場合は重量・距離に応 じて適宜加算
	未整備田	21,810	
籾乾燥	生籾乾燥	11,620	水分含有量により考慮する 油代含む
	補助乾燥	6,110	
籾摺	60kgあたり	650	
大豆コンバイン		10,710	
大豆播種・施肥		6,570	
大豆脱粒		3,690	機械使用料
梨袋かけ	ワンタッチ	1,900	1,000枚あたり（時間制を除く） 各地区においての果樹部会等の組織 で取り決めた協定額
	一重袋止金具付	2,610	
	合せ袋止金具付	3,040	
	時間制 （1時間あたり）	1,000	

農作業標準受委託料金は、消費税10%を含んだ料金です。（ただし、人件費は除きます。）

【問い合わせ先】 鳥取市農業委員会事務局 ☎ 0857-30-8482

鳥取市 農地の賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

（年間 10aあたり）

地域	地目	平均額	最高額	最低額	賃貸借の件数	使用貸借（無償）の件数 （左欄の数値には含まれていません）
鳥取地域 （旧鳥取市）	田	3,700円	10,000円	1,000円	229件	559件
東部地域 （国府・福部）	田	2,400円	7,000円	800円	163件	44件
南部地域 （河原・用瀬・佐治）	田	4,700円	10,000円	900円	69件	79件
西部地域 （気高・鹿野・青谷）	田	3,700円	10,000円	1,000円	229件	145件
（参考）鳥取市全域	田	3,500円			690件	827件

- * 1 賃貸借及び使用貸借の件数は、それぞれ集計に用いた筆数です。
- * 2 物納（米1俵等）及び特殊な取引に係るものは、集計から除外しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

地域計画を策定しました

「地域計画」とは、10年後の地域農業のあり方をまとめた「計画書」と、農地の利用者を地図に表示した「目標地図」を、地域の農業者等の話し合いによって作る計画です。

鳥取市では、農家へのアンケートや話し合いを行い、令和7年3月に市内を全14地域に分けて地域計画を策定しました。

現在の地域計画の内容は、鳥取市ホームページでご確認いただけます。

この地域計画に位置づけられることにより、担い手農家の農業経営の安定化に向けた農地の集積・集約化や国等の補助事業を利用しやすくなることにつながります。

今後も地域農業の維持・発展に向けて、地域農業のあり方や農地の利用意向の話し合いを実施し、実態に応じた地域計画の見直しを行っていきます。



【問い合わせ先】 農政企画課担い手支援係 ☎ 0857-30-8305

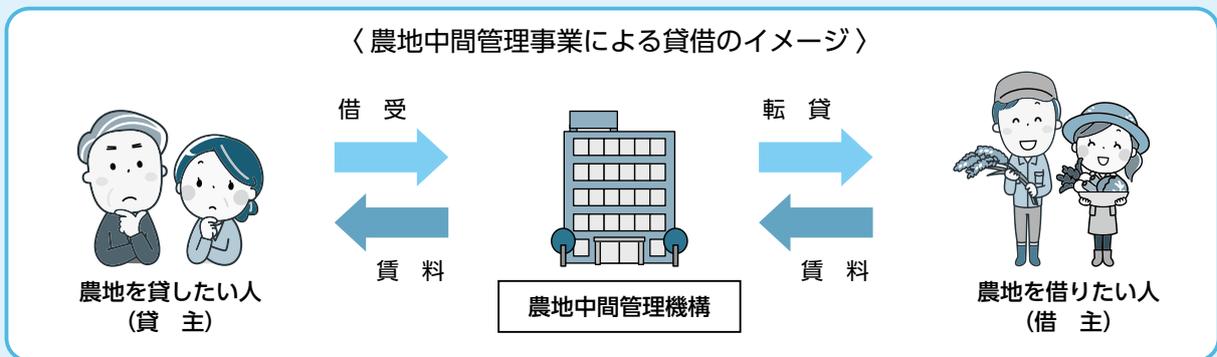
農地貸借の手続きが変わりました

農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月1日以降の農地の貸し借りの手続きは、原則として農地中間管理事業による貸借となりました。

貸主と借主の相対の契約による貸借手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末で廃止されましたが、現在設定してある利用権は、契約期間満了日まで有効です。

1. 農地中間管理事業による貸借とは

貸主と借主の間に農地中間管理機構が入った三者契約です。



※農地中間管理機構：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

2. 農地中間管理事業の手続きの流れ

- ① 三者契約に必要な契約書等を農政企画課または総合支所産業建設課で受け取り、貸主・借主とも必要事項を記入・押印してご提出ください。
- ② 農業委員会の意見を聴いた後に公告し、契約開始となります。
(受付から約3か月後の開始となります。)

3. 注意事項

- ① 農地の受け手が決まっていない場合や、契約条件が調整できていない場合は、受付ができませんのでご注意ください。
- ② 契約条件については、貸主と借主でよく話し合って決めてください。

【問い合わせ先】 農政企画課担い手支援係 ☎ 0857-30-8305

※鳥取市は、機構から業務の委託を受けて、窓口業務等をおこなっています。

鳥取市農業賞贈呈式

令和6年度鳥取市農業賞贈呈式が2月7日(金)に開催され、各部門受賞者へ深澤市長から賞状が贈呈されました。受賞者は次のとおりです。

優良農業者

◆森本 浩一郎さん(徳尾)

地元を中心に営農しており、高齢化により水田が作れなくなる農家が増える中、地域の受け皿として農地を守っている。スマート農業の導入に意欲的なことや、近隣の稲作経営体との協力体制を構築していることから、今後経営面積が拡大した際にも、安定した経営継続が期待される。

優良営農組織

◆農事組合法人向国安生産組合(向国安)

平成19年2月に設立。設立当初から水稲の直播栽培を行うなど、先進的な省力・低コスト栽培に取り組んでいる。

地域の協力を得ながら田を守る営農を進めており、集落内外の非農家が、草刈りや作業補助に参加するなど協力体制を構築しており、集落の農地保全において、無くてはならない組織として活躍している。

はじめまして！ 「家族経営協定」

令和6年度、鳥取市内で2組の家族経営協定が締結されました。

家族経営協定とは、家族の十分な話し合いにより、農業経営の方針や一人ひとりの役割、働きやすい就業環境について取り決め、意欲とやりがいをもって参画できる魅力的な農業経営を目指すためのものです。

家族経営協定は、主に家族間の話し合いを経て作成されるものですが、家族だけでなく、行政機関が立ち合うことにより、社会的に協定が客観的に認知され確かなものになります。家族の誰もが互いに尊重しあい、仕事や日常生活において個々の能力や個性を発揮できるような具体的な行動を見据えた協定内容が策定されるように、各関係機関で助言を行っています。

また、家族経営協定の締結は「鳥取県親元就農促進支援交付金」を受ける際の要件の一つになっているため、親元就農を考えている方にも最適です。さらに、認定農業者や認定新規就農者と家族経営協定を締結することで、配偶者や後継者でも農業者年金に加入する際に保険料の国庫補助を受けることができる場合があります。このように様々なメリットがあるのも家族経営協定の強みです。

農業経営を魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族全員が主体的に経営に参画し、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

農業委員会では、家族経営協定のご相談を随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

市政功労表彰を受賞

令和6年度鳥取市政功労表彰について、農業委員から川上信温委員、山田準二委員、農地利用最適化推進委員から田中清晴委員の3名が自治功労表彰を受賞されました。なお、田中委員にあたっては2回目の受賞となりました。



市政功労表彰式の様子

この自治功労表彰は、長年にわたり豊富な知識と経験、卓越した指導力によって優良農地の確保、担い手の育成、農業の合理化などに尽力し、地域農業の振興や農業者の地位向上に貢献した功績により贈られるもので、川上委員、山田委員とも通算10年余りにわたって農業委員として、田中委員にあつては通算20年余りにわたって農業委員・農地利用最適化推進委員として活動してこられました。

新任委員を紹介します

令和7年1月10日付けで、長束真帆氏が農業委員会委員として、市長より委嘱されました。また、同日に農業委員会総会が開催され、山下泰之氏が農地利用最適化推進委員として、農業委員会より委嘱されました。担当区域等は次のとおりです。



農地利用最適化推進委員
山下 泰之
気高(瑞穂)



農業委員
長束 真帆
国府(高岡、麻生、宮ノ下、あおば)